

大会実施に伴う審判講習会資料（12/6 関東ブロック）／香田先生

【本講習会の目的】

「主催大会実施にあたっての感染拡大防止ガイドライン」の遵守に併せて特に「鏝競り合い」及び意図的な「時間空費」や「防御姿勢」（勝負の回避）による接近する行為についての見解や方針について全国的に統一した内容を伝達する。

【新型コロナウイルス感染症が終息するまでの暫定的な試合・審判法】

1. 新型コロナウイルス感染症が終息するまでは暫定的な試合・審判法を感染状況等踏まえながら、大会毎に大会実施要項に定める。
2. 試合時間の短縮、延長戦は区切って行い休憩を取り入れる等、マスク着用による熱中症対策を積極的に取り入れる。
3. 試合者は、鏝競り合いを避ける。接触した瞬間の引き技、及び体当たりからの技（発声を含む）は認める。やむを得ず鏝競り合いとなった場合、試合者はただちに分かれる。審判員は鏝競り合いを解消しない場合には、ただちに「分かれ」を宣告する。また、1)意図的な「時間消費」2)「防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、試合審判規則第1条に則り反則と判断する。」この問題については、審判員の裁量だけで解決するのは困難であるため、事前に試合者に対して、十分に指導、徹底することが必要である。

[上記3における解説及び統一事項]

- ① 「分かれ」→「始め」の宣告の仕方
 - ・審判員は選手の先取りをして移動する。特に主審は先取りをしないと試合者の中央で「分かれ」を宣告することが困難になる。状況により「分かれ」の宣告が試合者の中央で宣告できない場合もあるが「始め」の宣告は必ず両試合者の中央位置で行う。
 - ・「分かれ」は主審の裁量で判断し宣告する。
 - ・完全に剣先が触れない位置まで分かれさせる。
- ② 「分かれ」を宣告する機会(時期)
 - ・「ただちに『分かれ』を宣告する」とは特に秒数は設けていない。
 - ・機械的にすぐに「分かれ」を宣告すると試合者は「分かれ」の宣告を待つことになり、「分かれ」を多発することになる。
 - ・試合者は鏝競り合いになった瞬間、技が出ない場合は積極的に分かれる努力をすることが重要である。
 - ・打突動作から鏝競り合になり「縁が切れ」、分かれな場合は直ちに「分かれ」を宣告する。(主審の裁量)

・相互に分かれようとしている途中の打突は有効打突とはしない。場合によっては合議の上、反則を適用する。特に一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突する場合や分かれようと思わせかけて打突する場合等

(色々な状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)

・どちらか一方が分かれようとし、或いは分かれようとしている相手に接近していく行為が見られた場合は合議の上、反則を適用する。(主審の裁量)

・意図的な「時間空費」「防御姿勢(勝負の回避)」による相手に接近するような行為は、試合審判規則第1条に則り合議の上、反則を適用する。

繰り返しになるが、上記、「鏝競り合い」や意図的な「時間空費」「防御姿勢(勝負の回避)」による相手に接近するような行為については、審判員の裁量だけで運用するのは困難であり、事前に試合者に対して、十分に指導、徹底することが重要である。

4.審判員の密接を防ぐために、審判員の試合場への入退場の際は、1メートル以上の間隔を空けて行う。現行では主審と副審の袖と袖が触れるか触れないかの距離であったが、右図のように主審と副審の袖と袖の間隔を1メートル以上空ける。(別添1) 主審は中心の位置に、副審は開始線よりやや外側に立ち、定位置まで開始線の外側を通り直進する。

5.合議は1メートル以上の間隔を空けて行う。(別添2)

6.試合終了後に当該試合の反省を行う場合は1メートル以上の間隔を空ける。

7.試合者、審判員は試合中マスクを着用する。それ以外の開会式、閉会式、待機中等においても常時マスクを着用する。マスクは口鼻を隠し、正しく装着する。

また、審判旗は各自で持参して使用する。

【竹刀検査】

竹刀検査は三密状態になりやすく感染リスクが高まるので、下記の点に留意して実施する。

(例)

- 1.検査を受ける者はマスクを着用する。
- 2.検査員はマスクと使い捨て手袋を着用する。
- 3.アクリル板等で検査員と検査を受ける者を仕切る。
- 4.検査→退場のルートを一方通行にする等工夫する。
- 5.待機時に間隔をとる。(床にテープを貼る等、位置決めをする)

<参考> 剣道試合・審判・運営要領の手引き抜粋

つば(鏝)競り合いについて (P9 - P11)

つば(鏝)競り合いは、鏝と鏝とが競り合って互いが最も接近して緊迫した間合である。

鏝競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。

鏝競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鏝競り合いが長く続くようであれば、基本的には次の観点から判断する。

- ① 正しい鏝競り合いをしているか。
- ② 打突の意志が有るか。
- ③ 分かれる意志が有るか。

目的と現象を見極めて段階的な基準によって判断する。その判断・処置は概ね次のように集約される。

- 一般的に見て異常な行為であれば、不当な鏝競り合いとなる。「一般的に見て異常な行為」という判断は、第1条の目的に帰結することになる。こうしたことに加えて、「時間的な経過」「状勢」なども踏まえて、総合的かつ客観的に考察し、さらに合議によって判断・処置する。
- 終始、拳が相手の竹刀の刃部にかかっているような場合は、明らかに不当な鏝競り合いである。
- 鏝競り合いから打突に結びつけるための瞬間的な崩しはあるが、長く続けば異常と判断される。
- 技を出す為に起こした瞬間的な行為や、技につながる瞬間的な行為であると判断したならば、問題にはならない。
- 打突に移る手段としての瞬間的な逆交差であれば問題にしない。
- 暴力的であったり、意図的なひっかけ(ひっかけることを目的にする)や、一般的に見て異常な行為であれば、禁止行為に該当する。
- こうちやく(膠着)の状態を安易に考えないようにする。安易に「分かれ」を宣告すると、試合者は審判員の「分かれ」に頼り、これを利用してしまふことになりかねない。
- 判定に関する権限は審判員三人が同等であるが、膠着や不当な鏝競り合いに関する処置は、試合の運営にかかわる主審の専決権限の事項である。したがって、副審は「止め」を宣告することができない。